

令和6年度答申第55号
令和6年12月5日

諮問番号 令和6年度諮問第58号及び第59号（いずれも令和6年11月6日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件2件

答 申 書

審査請求人X₁及び審査請求人X₂からの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件各審査請求の骨子

本件は、審査請求人X₁及び審査請求人X₂（以下「審査請求人両名」という。）が同一事業場についてそれぞれ行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条の規定に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件各確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の不確認処分（以下「本件各不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人両名がこれを不服として各審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- （1）賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受けた場合において、当該事業に従事する労働者が政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期

日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

(2) 賃確法2条2項は、上記(1)の「労働者」について、労働基準法（昭和22年法律第49号）9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう旨規定し、同法9条は、「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう旨規定する。

(3) 賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）3条は、上記(1)の「政令で定める期間」について、事業主が破産手続開始の決定を受けた場合には、当該事業主につきされた破産手続開始の申立てがあった日の6月前の日から2年間とする旨規定する。

(4) 賃確法7条並びに賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）12条1号及び13条1号は、破産手続開始の決定を受けた事業主の事業を退職した者であって、破産管財人の証明書の交付を受けることができなかったものは、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。

(5) 賃確令4条2項は、上記(4)の「支払期日後まだ支払われていない賃金の額」について、上記(3)の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものの額の総額をいう旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) B社（以下「本件会社」という。）は、労働者派遣業を営むC社が、合併前のD社（以下「本件旧会社」という。）を吸収合併した後、名称変更した会社であるが、令和5年5月3日、E地方裁判所に対し、破産手続開始の申立てを行い、同月22日、本件会社に対し、破産手続開始決定がされた。

(履歴事項全部証明書、Fに係る聴取書(令和5年10月25日付け)、破産
手続開始通知書)

- (2) 審査請求人両名は、本件会社において、本部長として派遣事業に関する業務を行っていたが、本件会社の破産管財人から未払賃金額等の証明書の交付を受けられなかったため、令和5年9月1日、処分庁に対し、本件会社を同年4月30日に退職した労働者であるとして、未払賃金の額等の確認を求める本件各確認申請をした。

(各確認申請書、審査請求人両名に係る各聴取書)

- (3) 処分庁は、審査請求人X₂からの確認申請に対し令和6年3月21日付けで、審査請求人X₁からの確認申請に対し同月22日付けで、「賃金の支払の確保等に関する法律第2条第2項の労働者に該当しないため。」との理由を付して、本件各不確認処分をした。

(各不確認通知書)

- (4) 審査請求人X₂は、令和6年4月9日、審査請求人X₁は、同月18日、審査庁に対し、本件各不確認処分を不服として、本件各審査請求をした。

(各審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和6年11月6日、当審査会に対し、本件各審査請求を棄却すべきであるとして、本件各諮問をした。

(各諮問書、各諮問説明書)

4 審査請求人両名の主張の要旨

- (1) 本件会社の設立までの経緯や、派遣事業についての責任者としての立場を考慮した場合、審査請求人が賃確法2条2項の労働者に該当しないことは、審査請求人両名も当然認めていることである。

しかしながら、審査請求人両名は、実際には派遣事業と異なる業務をしており、本件会社の前代表取締役Fが実質的に経営する別会社であるG社(以下「本件別会社」という。)での業務について未払賃金を請求しているのであって、審査請求人両名が経営者であるとは考えられない。

審査請求人両名は、本件別会社の開業から約3年間、定時終了後又は本来の派遣事業における業務を行わずに、本件別会社における労働を強いられていた。本件別会社での労働であったものの、審査請求人X₂は本件会社と雇用契約を締結しているため、雇用先である本件会社に未払賃金の請求を行うのは当然である。また、審査請求人X₁は本件別会社で名目上代表取

締役であったものの、事実上労働者として本件別会社の業務を行っていたため、未払賃金を請求するものである。

また、処分庁が主張する審査請求人両名のスケジューラーに記載されている内容は、審査請求人X₂と関連のないものや審査請求人X₁の休み時間を利用した予定の記載もある。審査請求人両名は、労働時間についてこれまで9時から21時までと主張しているが、実際に勤務していた時間はセキュリティシステムのセット時間であり、請求している労働時間より大幅に長い。

Fが破産管財人への協力を怠り、審査請求人両名が現在に至るまで不利益を被ってきたことは、これまでの経過から明白であるため、処分庁による聴取の際のFの発言も信ぴょう性に欠ける。

処分庁の主張は、Fに聴取した内容のみに基づいており、裏付けも全くない。

- (2) 本件会社及び本件別会社が混在して同一経営されていたことは明白である。処分庁の主張には矛盾があり、これを認めてしまうと、破産会社において最重要である労働債権が支払われることなく、権利として主張することが閉ざされてしまう。

また、処分庁は再弁明書において、審査請求人両名が本件別会社における労働に係る未払賃金の立替払を受けようとする場合には、本件別会社に申請を行う必要があると主張しているが、確認申請書を受理した際、未払賃金の立替払請求先について何らの教示もしていないのであるから、このような処分庁が、本件各不確認処分に適正に対処したとは考えにくい。

(各審査請求書、各反論書、再反論書、再反論書(訂正版))

第2 審査庁の各諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件では、賃確法2条2項の労働者に該当しないとの理由により不確認とされた本件各不確認処分に対し、審査請求人両名が、本件各確認申請は本件別会社での労働に対するものであり、本件会社及び本件別会社が混在して同一経営されていたことは明白である旨等を主張しているため、本件会社に対する審査請求人両名の労働者性及び本件別会社の労働に対する未払賃金の確認申請の可否について判断する必要がある。
- 2 上記1に関しては、以下の事実が認められる。
 - (1) 本件会社は、平成26年2月6日付けで成立した。

(2) 令和5年5月22日に、本件会社の破産手続が開始された。

審査請求人両名は、同年9月1日に未払賃金等の確認を求める本件各確認申請を行い、処分庁は、審査請求人X₂からの確認申請に対し令和6年3月21日付けで、審査請求人X₁からの確認申請に対し同月22日付けで、本件各不確認処分をした。

(3) 本件会社の設立までの経緯や、派遣事業についての責任者としての立場を考慮した場合、賃確法2条2項の労働者に審査請求人両名が該当しないことについては、審査請求人両名も当然認めると述べており、この点について争いはない。

(4) 本件会社及び本件別会社は、登記簿上、別々の法人であり、本店所在地、成立年月日、事業内容及び代表取締役も異なる。なお、Fは、本件別会社の取締役を兼務している。

Fは、A労働基準監督署（以下「本件労基署」という。）担当官の聴取に対し、本件会社の実際の事業運営は本件別会社の本店所在地のH地で行っていた旨及び自身は本件別会社の登記簿上の代表取締役ではないが本件別会社の事業を事実上運営している旨を述べている。また、F自身は、Iグループの全体の管理を行っていた旨、グループ会社のJ社の仕事をするときは本件会社の本店所在地の事務所で行っていた旨及び審査請求人両名には経営者と同じ立場として本件会社及び本件別会社の運営を任せていた旨を述べている。

審査請求人X₁は、本件労基署担当官の聴取に対し、本件別会社を実質的に経営・運営していたのはFであった旨を述べている。

(5) 本件別会社の事業のうち、レストランは既に閉店したが、小売業は営業を続けている。

3 論点に対する判断

(1) 本件会社に対する審査請求人両名の労働者性については、処分庁において、昭和60年12月19日付け「労働基準法研究会報告（労働基準法の「労働者」の判断基準について）」に基づき検討されており、その検討結果はおおむね以下のとおりである。

ア 使用従属性に関する判断

(ア) 審査請求人X₁は、本件労基署担当官の聴取に対し、本件会社で本部長の役職をもらっていた旨、審査請求人X₁を含め本部長格の者は2名しかいなかった旨、本部長は本件会社の代表取締役の次の役職である

が別段の権限を持っていなかった旨を述べていたものの、自らの判断で業務を進めており、事業の代表者であるFから逐次指示を受けていた事情がない。

審査請求人X₂は、本件労基署担当官の聴取に対し、審査請求人X₂が本件会社において派遣元として総まとめ、新規の人材の面接、部下及び派遣労働者の管理を行い、本件会社の代表取締役にならざる立場であった旨、本件会社の労働者の中で一番給料が高く月額60万円であった旨、タイムカード等により労働時間が管理されていなかった旨、私用で中抜けした時間も記録していなかった旨述べている内容から、事実上の経営者の立場で自らの判断で業務を進めており、事業の代表者であるFから逐次指示を受けていた事情がない。

(イ) また、審査請求人両名は、労働時間の管理を受けておらず、私用をしていることがうかがわれる記録もあること等から、場所的・時間的拘束を受けていた事実も認められない。

なお、審査請求人X₂が作成した審査請求人両名の出勤簿では、欠勤日を除き毎日9時から21時までが勤務時間となっているが、審査請求人両名の予定を把握するためのスケジューラーには、審査請求人X₁が勤務していたとする日時に、「カラー予約」、「孫 小学生インフルエンザ予防接種」、「ワンちゃんトリミング予約」等、審査請求人X₂が勤務していたとする日時に、「美容室」、「皮膚科」、「私用で留守」等、およそ使用従属性のある労働者の一般的な予定とは考え難い予定が含まれており、出勤簿との整合性がないことから、当該出勤簿は信ぴょう性に欠ける。

(ウ) さらに、報酬については、審査請求人X₁は月額30万円、審査請求人X₂は月額60万円の約定であり、上記のとおり労働時間管理はされておらず、労働時間に応じた別の手当が支給されていた事実は認められないことから、使用者の指揮監督のもとに一定時間労務を提供していることに対する対価と判断することはできない。

イ 労働者性の判断を補強する要素

事業者性の有無については、審査請求人両名が実質的に経営者の立場として事業に携わっているほか、報酬に関しても、他の労働者は月額20万円台のところ、審査請求人X₁は月額30万円、審査請求人X₂は月額60万円と高額である。

専属性の程度については、他社の業務への従事禁止などは不明であるが、私用をすることが可能であり、必ずしも専属性があったとはいえない。

その他の要素としては、雇用保険への加入や源泉徴収など労働者性を肯定する判断の補強事由も一部認められるものの、本件会社と合併前の法人（C社）で経営者の立場で事業に携わっており、合併後の本件会社においても同様の業務態様での就労を継続している。

ウ 以上から、審査請求人両名が賃確法2条2項の労働者に該当しないことは明らかである。

審査請求人両名の本件会社における労働者性については、上記のとおり、審査請求人両名及びFからの聴取結果並びに関係資料等に基づき適切な判断がなされている。

(2) また、上記2(3)のとおり、審査請求人両名も、事業の責任者としての立場等を考慮した場合に労働者性がないことについて争っていない。審査請求人両名が事業の責任者としての立場を有していたという事実を前提に考えると、事業の責任者である審査請求人両名は事業主と同視すべき地位にあるといえるところ、事業主又はこれと同視すべき経営担当者（責任者）が労働者の地位を兼任することはあり得ない（大阪地方裁判所昭和28年（行）第19号判決）ことから、本件会社に対する審査請求人両名の労働者性は認められない。

(3) その一方で、審査請求人両名は、本件各確認申請は本件別会社における労働に対するものであり、本件会社及び本件別会社が混在して同一経営されていたことは明白である旨等を主張している。

しかしながら、上記2(4)のとおり、本件会社及び本件別会社は、一部の取締役の兼務などグループ会社としての相互協力のあるとしても、登記簿上、別々の法人である。

また、上記2(4)のとおり、本件会社について、実際の事業運営は登記簿上の本店所在地とは別の場所（本件別会社の本店所在地）で行っていた旨の申述があるものの、その一方で、本件会社の本店所在地ではグループ会社の仕事を行っていた旨の申述もあることから、本件会社の本店事務所が実態を欠くものであったとはいえない。

さらに、本件では、Fが本件別会社の事業も事実上運営している旨の申述があるものの、その一方で、本件会社においては審査請求人両名が責任者として派遣事業を運営していたことから、本件会社及び本件別会社は実

質的にみて同一経営とはいえず、また、本件会社及び本件別会社は、そもそも事業内容が異なっており、本件会社の法人格が形骸化しているとはいえない。よって、本件会社及び本件別会社には実質的な同一性は認められない。

そして、本件別会社は、上記２（５）のとおり、小売業の営業を続けており、賃確法７条及び賃確令２条１項に定める立替払の事由（特別清算開始の命令を受けたことなど）のいずれにも該当しない。

このため、仮に審査請求人両名が本件別会社で労働を行った事実があったとしても、当該労働に対する未払賃金の確認申請を行うことはできない。

- ４ 上記３のとおり、本件各不確認処分には違法又は不当な点は認められず、本件各審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第３ 当審査会の判断

１ 本件各諮問に至るまでの一連の手続について

本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

２ 本件各不確認処分の適法性及び妥当性について

- （１）本件各不確認処分は、審査請求人両名が、賃確法２条２項の労働者に該当しないとして、審査請求人両名の本件各確認申請に対して、不確認としたものである。

- （２）審査請求人両名は、各反論書において、賃確法２条２項の労働者に該当しないことを認めているのであるが、本件の資料によって審査請求人両名が労働者に該当するかどうかについて検討するに、審査請求人両名及びＦからの聴取書、履歴事項全部証明書等によれば、以下の事実が認められる。

ア 審査請求人 X_2 は、労働者派遣業を営むＣ社の実質的経営者、審査請求人 X_1 は同社の代表取締役であった。Ｆは、労働者派遣業を営む本件旧会社の代表取締役であったが、平成３０年２月にＣ社の代表取締役となり、同年３月にＣ社は本件旧会社を吸収合併し、商号をＢ社（本件会社）と変更した。以後Ｆが本件会社の代表取締役の地位にある。

イ Ｆは、もともとＣ社の経営者であった審査請求人両名に、本件会社の本部長という役職を与え、本件会社の事業を委ねており、審査請求人両名は、派遣労働者の採用や賃金額の決定、派遣労働者の管理等を行っていた。

ウ 審査請求人両名は、Ｃ社から得ていた報酬と同じ金額の金員を本件会

社から得ていた。その金額は審査請求人X₂が月額60万円、審査請求人X₁が月額30万円であった。審査請求人両名が残業手当等の名目で金員を交付されたことはなかった。

エ 審査請求人両名は、本件会社の事務所で勤務していたが、タイムカードの打刻等はしておらず、Fが審査請求人両名の勤務時間を管理することはなかった。

以上によれば、審査請求人両名は、本件会社の前身であったC社の経営者の立場にあり、本件会社においても経営者として業務の執行に当たっていたものといえることができ、本件会社の労働者、すなわち本件会社に使用され、賃金を支払われていた者ということとはできない。

(3) 審査請求人両名は、Fが経営する本件別会社で勤務した分の未払賃金がある旨主張する。

しかしながら、本件会社と本件別会社は、実質的経営者がともにFであったとしても、別個の会社であり、本件会社については破産手続開始決定があったが、本件別会社は事業活動を継続している。本件の手続は、破産手続開始決定があった本件会社の労働者について、未払賃金の金額を確認するものであり、審査請求人両名は本件会社の労働者とは認められないのであるから、審査請求人両名の上記主張は失当である。

3 まとめ

以上によれば、本件各不確認処分が違法又は不当であるとはいえず、本件各審査請求は棄却すべきである旨の本件各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	下	井	康	史